

**長野県告示第202号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

**1 指定居宅サービス事業者****(1) 訪問介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人道悠会	中川ヘルパーステーション	松本市野溝西2丁目3番16号	平成24年3月1日

**(2) 通所介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
桐山電機株式会社	ふくろうの家	松本市筑摩1丁目5番4号	平成24年3月1日

**(3) 短期入所生活介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人サンあなん	特別養護老人ホーム阿南荘	下伊那郡阿南町北條413番地	平成24年3月1日

**2 指定居宅介護支援事業者**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	居宅介護支援センターおひさま	諏訪市大字豊田3952番地1	平成24年3月1日
有限会社ウェルネスライフ	ウェルネスライフ千曲	千曲市上徳間606番地3号	平成24年3月1日

**3 指定介護予防サービス事業者****(1) 介護予防訪問介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人道悠会	中川ヘルパーステーション	松本市野溝西2丁目3番16号	平成24年3月1日

**(2) 介護予防通所介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
桐山電機株式会社	ふくろうの家	松本市筑摩1丁目5番4号	平成24年3月1日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第203号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

**指定居宅サービス事業者****訪問介護**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定を取り消した年月日
アート企画株式会社	マザーズ・アップル訪問介護事業所	千曲市屋代1165	平成24年2月29日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第204号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

## 指定介護老人福祉施設

開設者の名称 阿南町	施設の名称 特別養護老人ホーム阿南荘	施設の所在地 下伊那郡阿南町北條413番地	指定した年月日 平成24年3月1日
---------------	-----------------------	--------------------------	----------------------

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第205号**

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の表中 「市町村」 を 「町村」 に改め、同表のAの項中

長野市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
松本市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の松本市1の項の地域
上田市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の上田市の1の項の地域
岡谷市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 付表の岡谷市1の項の地域
飯田市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
諏訪市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
須坂市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 付表の須坂市1の項の地域
小諸市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 付表の小諸市1の項の地域
伊那市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
駒ヶ根市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
中野市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の中野市1の項の地域
大町市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
飯山市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
茅野市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の茅野市の項の地域
塩尻市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の塩尻市1の項の地域
佐久市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の佐久市の項の地域
千曲市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の千曲市1の項の地域
東御市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の東御市の項の地域
安曇野市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の安曇野市1の項の地域
北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域

を

北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域
----------	-------------

に改め、同表のBの項中

長野市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
-----	-------------------------------

松本市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の松本市2の項の地域
-----	------------------------------------

上田市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上田市2の項の地域
-----	------------------------------------

岡谷市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の岡谷市2の項の地域
-----	------------------------------------

飯田市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

諏訪市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

須坂市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

小諸市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小諸市2の項の地域
-----	------------------------------------

伊那市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

駒ヶ根市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
------	-----------------------

中野市	第一種住居地域 第二種住居地域 付表の中野市2の項の地域
-----	------------------------------

大町市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

飯山市	第一種住居地域
-----	---------

茅野市	第一種住居地域 準住居地域 付表に掲げる茅野市2の地域
-----	-----------------------------

塩尻市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の塩尻市2の項の地域
-----	------------------------------------

佐久市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

千曲市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の千曲市2の項の地域
-----	------------------------------------

東御市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

安曇野市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の安曇野市2の項の地域
------	-------------------------------------

北佐久郡軽井沢町	第一種住居地域 付表の北佐久郡軽井沢町の項の地域
----------	--------------------------

を

北佐久郡軽井沢町	第一種住居地域 付表の北佐久郡軽井沢町の項の地域
----------	--------------------------

に改め、同表のCの項中

長野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
松本市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
上田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上田市3の項の地域
岡谷市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の岡谷市3の項の地域
飯田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 (付表の飯田市に掲げる地域は除く)
諏訪市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
須坂市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の須坂市2の項の地域
小諸市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の小諸市3の項の地域
伊那市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
駒ヶ根市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
中野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の中野市3の項の地域
大町市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
飯山市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (付表に掲げる茅野市及び茅野市2の地域は除く) 工業地域
塩尻市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
佐久市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
千曲市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
東御市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
安曇野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の安曇野市3の項の地域
北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域

を

北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域
----------	--------

に改め、同表の注を削り、同表の備考の2を削り、同表の備考の3中「長野県生活環境部環境政策課、関係市役所」を「長野県環境部水大気環境課」に改め、同3を同備考の2とし、同表の付表の松本市1の項から安曇野市3の項までを削る。

水大気環境課

### 長野県告示第206号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の1中「市町」を「町」に改める。

本則の3及び4中「市町村」を「町村」に改める。

第1表の上田市の項から安曇野市の項までを削り、同表の注を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部環境政策課、関係市役所」を「長野県環境部水大気環境課」に改め、同表の付表の上田市の項

から安曇野市の項までを削る。

第3表の上田市の項から安曇野市の項までを削り、同表の注を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部環境政策課、関係市役所」を「長野県環境部水大気環境課」に改め、同表の付表の上田市の項から安曇野市の項までを削る。

水大気環境課

**長野県告示第207号**

昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の1、3及び4中「市町」を「町」に改める。

第1表の上田市の項から千曲市の項までを削り、同表の注を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部環境政策課、関係市役所」を「長野県環境部水大気環境課」に改め、同表の付表の岡谷市の項から千曲市の項までを削る。

水大気環境課

**長野県告示第208号**

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の1並び2(1)及び(3)中「市町」を「町」に改める。

第1表の上田市の項から安曇野市の項までを削り、同表の注を削り、同表の備考の1中「、工業地域及び工業専用地域」を「及び工業地域」に改め、同備考の2中「長野県生活環境部環境政策課、関係市役所」を「長野県環境部水大気環境課」に改め、同表の付表の上田市の項から安曇野市の項までを削る。

第2表及び第3表中 「**市町**」 を 「**町**」 に、「上田市

岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 諏訪郡下諏訪町」を「諏訪郡下諏訪町」に改める。

水大気環境課

**長野県告示第209号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

坂城町

2 都市計画事業の種類及び名称

坂城都市計画道路事業 3・4・1号 坂都1号線

3 事業施行期間

平成10年12月14日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

**長野県松本建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

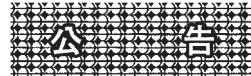
平成24年3月12日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 143号  
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市豊科田沢8028番の1地先から安曇野市豊科田沢8021番の1地先まで	旧	m 7.8~14.6	km 0.1860
同上	新	m 11.4~20.2	km 0.1860

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県電子計算機のデータ入力業務 一式  
(2) 役務の特質  
電子計算機の処理に係るデータ入力業務  
(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 入札方法  
数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格とし